

大阪港湾局海上工事災害時等施工能力事前審査要綱

(趣旨)

第1条 本要綱は、大阪府知事が所管する府営港湾及び海岸において、災害時等における現地即応体制を確保するために、海上工事に係る業者の施工能力等に関する事前審査（以下「事前審査」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(対象業者)

第2条 本要綱による事前審査の対象は、大阪府建設工事競争入札参加資格者名簿中、「土木一式工事」を業種登録し、有効な経営事項審査を受けている者（事業協同組合を含む。以下同じ。）で、等級がB、C又はDに格付けされており、受注希望工種を「土木」としているもの（以下「登録業者」という。）とする。また、大阪府総務部契約局の電子入札情報メールサービス（無料）に登録し、電子入札案件情報を受け取れる者とする。

(事前審査に係る募集)

第3条 前条に規定する登録業者を対象とする事前審査に係る募集（以下「募集」という。）は、毎年1回行うこととする。

2 海上工事に係る前項に規定する募集は、大阪港湾局長が行うこととし、当該募集は、大阪市、堺市、岸和田市、泉大津市、貝塚市、泉佐野市、和泉市、高石市、泉南市、阪南市、泉北郡忠岡町、泉南郡熊取町、田尻町及び岬町に大阪府建設工事競争入札参加資格審査申請において届け出ている大阪府と契約する営業所を有する登録業者を対象として行うものとする。

3 前項に規定する募集を行う場合、泉州港湾・海岸部長、事業企画・防災課長、建設・施設保全課長において、募集の実施時期及びその他必要事項について定めるものとする。

4 前項の規定に基づき募集のために必要な実施時期、申請に関する説明書、申請様式、添付資料等（以下「様式等」をいう。）について定めた場合、大阪港湾局長は様式等を大阪港湾局ホームページで公表するものとする。

(事前審査に係る申請)

第4条 前条第2項の規定により募集を行う大阪港湾局長は、当該募集について応募しようとする登録業者に対して、事前審査に係る申請書（別紙様式第1号から第7号。以下「申請書」という。）の提出を求めるものとする。

(事前登録申請書の審査)

第5条 大阪港湾局長は、前条の規定に基づき提出された申請書について審査を行い、大阪港湾局入札参加資格等審査会設置要領（令和6年4月1日実施）に基づく大阪港湾局入札参加資格等審査会において審議し、その適否について判定するものとする。

2 前項に規定する申請書の審査を行う際の審査基準は以下のとおりとする。また、必要に応じて追加項目を設定することができる。

海上工事の審査基準

ア 事前審査の対象となる年度の大阪府建設工事競争入札参加資格者登録を有し、かつ、受注希望工種を「土木」としている者であること。

イ 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）別表第 1 上欄に掲げる「土木一式工事」に関する同法第 7 条第 2 号イ、ロ又はハに該当する者（主任技術者又は一般建設業の許可基準である営業所に設置する専任の技術者）を 2 名以上直接雇用していることを証明できる者であること。なお、事業協同組合及び法人である場合においては常勤の役員を、個人である場合においてはこの事業主を含むものとする。

ウ イの技術者のうち 1 名は、過去 15 年間に海上工事の技術者としての経験を有する者であること。

エ 「土木一式工事」について、建設業法第 27 条の 23 の規定による経営事項審査の審査基準日が事前登録の申請日の 1 年 7 ヶ月前に相当する日以後の日であること。

オ 工事用作業船を大阪府内に係留しており、その作業船の所有若しくは共有（専用的に使用できる状態に限る）又は 6 ヶ月以上の専属の傭船契約により事前審査の申請時に 1 隻以上保有していることを証明できる者であること。

なお、事業協同組合である場合においては当該事業協同組合名義であること。

また、工事用作業船とは、浚渫船（ポンプ形式を除く。）、起重機船、クレーン付台船及びこれらと同様の機能を有するものとする。

カ 過去 15 年間に海上工事の施工実績（発注者から直接請け負った工事、又は発注者から直接請け負った元請負人から請け負った工事（一次下請け）の実績に限る。）を有するものであること。

キ 常用労働者を 3 名以上直接雇用していることを証明できる者であること。なお、役員や家族従業員については、社外取締役を除き常用労働者として取り扱うことができる。ただし、イの技術者に該当するとして申請した者を除く。

ク 災害時における応急対策に係る大阪港湾局からの要請に協力することを誓約している者であること。

コ 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）に基づく雇用保険、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）に基づく健康保険及び厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）に基づく厚生年金保険に事業主として加入していること。ただし、各保険について法令で適用が除外されている場合を除く。

（審査結果）

第 6 条 大阪港湾局長は、申請書を提出した者に対して、前条第 1 項の規定に基づき行った審査結果を電子メールにより通知する。

2 事前審査で適格とした業者を認定業者とする。

(有効期間)

第7条 前条の認定の有効期間は、当該事前審査対象年度とする。

(変更)

第8条 認定業者は、前条に規定する有効期間中に、第2条に規定する要件に該当しなくなった場合及び第4条に基づき提出した申請書に記載する項目(所在地・名称等含む)について変更した場合、別紙様式第8号により大阪港湾局長に対して速やかに変更を申し出なければならない。

(取消し)

第9条 大阪港湾局長は、次に掲げるいずれかに該当する場合、第6条第2項の規定に基づく認定を取り消す。

ア 認定業者が大阪府の発注する工事において不適切な行為を行ったとき

イ 第4条に基づき提出した申請書に虚偽の記載があったとき

ウ 事前審査登録申請時に届け出ている大阪府と契約する営業所の所在地を第3条第2項に規定する地域から当該地域外へ移したとき

エ 第2条に規定する要件に該当しなくなったとき、または第5条第2項に規定する審査基準を満たさなくなったことが判明したとき

(大阪港湾局長の権限委任)

第10条 大阪港湾局長は、本要綱に規定する業務について大阪港湾局泉州港湾・海岸部総務振興課長代理に権限を委任することができる。

(事務)

第11条 この要綱に定めのない事前審査に係る必要な事務は、原則大阪港湾局において行うものとする。

附則

本要綱は、令和2年10月1日から施行する。

附則

本要綱は、令和5年1月5日から施行する。

附則

本要綱は、令和6年12月2日から施行する。